

## 幼保連携型認定こども園の設置認可に係る取扱基準

### (趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の設置については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例52号。以下「条例」という。）及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年神奈川県規則第100号。以下「規則」という。）によるものとし、その取扱いについてはこの基準に定めるところによる。

### (職員)

第2条 条例第8条第3号に規定する教育及び保育に直接従事する者（以下「教育及び保育従事者」という。）の数については、次の式により園児の数を年齢ごとの配置基準で除して小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入したものの合計以上の人数が、常勤職員として確保されていること。

必要配置数＝（満1歳未満の園児×1/3）＋（満1歳以上満3歳未満の園児×1/6）＋（満3歳以上満4歳未満の園児×1/20）＋（満4歳以上の園児×1/30）

2 幼保連携型認定こども園本来の事業の円滑な運営を阻害せず、教育及び保育時間や園児数の変化に柔軟に対応すること等により、園児の処遇水準の確保が図られる場合であって、次の各号に定める条件の全てが満たされるときは、前項の規定にかかわらず、教育及び保育従事者の数に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の教育及び保育従事者その他常勤以外の教育及び保育従事者（以下「短時間勤務従事者等」という。）を充てることができる。この場合において、前項の教育及び保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務従事者等の1か月の勤務時間の合計を当該幼保連携型認定こども園の就業規則等で定められている常勤の教育及び保育従事者の1か月の勤務時間数で除したもの（小数点以下切捨て）を常勤換算値として適用する。

(1) 常勤の教育及び保育従事者が組、グループその他の教育及び保育の実施単位に1名以上（乳児を含む教育及び保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が2名以上となる場合は2名以上）配置されていること。

(2) 常勤教育及び保育従事者に代えて短時間勤務従事者等を充てる場合の勤務時間数が、常勤の教育及び保育従事者を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

3 学級担任は原則として専任かつ常勤の教育及び保育従事者であること。

### (調理業務の委託)

第3条 条例第8条第3項に規定する「調理業務の全部を委託」しようとする場合は、幼保連携型認定こども園の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、幼保連携型認定こども園の職員による調理と同様な給食の質を確保するため、「幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について」（平成28年1月18日府子本第448号・27文科初第1183号・雇児発0118第3号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）Ⅲに定められた条件が遵守されていること。

(園舎)

第4条 条例第10条に規定する園舎は、建築基準法に定める建築確認を受けたものでなければならない。

2 園舎の面積には、建築基準法による延床面積のうち、園舎のための電気設備や空調設備のための施設は含まれるが、園庭、地下駐車場等は除くものとする。

(園庭の条件)

第5条 条例第10条に規定する園庭は、次の条件を満たしていること。

(1) 園児の状況について職員が常に確認できること。

(2) 危険な傾斜や段差がないこと。

(3) 屋外であること。(建築基準法による床面積に含まれる部分については、四方のうち少なくとも一方向が常に開放されている等、採光、通風等の状況から屋外と同じような状況と認められるものである場合には園庭とみなすことができる。)

2 次のような部分は、園庭に含めないものとする。

(1) 園児が立ち入ることのできない花壇等の植栽部分

(2) プール

(3) 園舎裏等の狭隘な敷地

(園舎等に含まれない施設)

第6条 幼保連携型認定こども園の園舎等に含まれない施設のうちに、次に掲げるものは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成26年神奈川県規則第4号)第2条第3項の届出を行うことにより、直接教育又は保育の用に供するものとみなす。

(1) 教員宿舎及びその用に供する土地

(2) スクールバス用の車庫及びその用に供する土地(スクールバスの駐車のために供する土地を含む。)

(保育室等の設置階)

第7条 条例第10条第4項に基づき3階以上の階に設けられる保育室等(同条第3項に規定する保育室等をいう。以下同じ。)については、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。ただし、当該保育室等と同じ階又は当該保育室等がある階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合は、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

(園舎及び園庭の位置)

第8条 条例第10条第5項に定める園舎及び園庭の位置については、原則として、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを要するが、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、同項の規定にかかわらず、設置することができる。

(1) 主たる園舎のある敷地(以下「主たる敷地」という。)と、それ以外の敷地(以下「従たる敷地」という。)が、公道を挟む程度である等、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に相違がなく、幼保連携型認定こども園における活動上支障がない

こと。

- (2) 園児が徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置するなど、園児の安全を確保するための十分な措置を講じていること。
- (3) 従たる敷地に園舎を設置する場合は、その面積が、主たる敷地にある園舎の2分の1を超えていないこと。
- (4) 幼保連携型認定こども園としての一体的な活動が可能であること。

(園舎の屋上に設置する園庭)

第9条 条例第10条第7項に規定する園庭に必要な面積については、原則として、屋上（バルコニー等を含む。）を算入することはできない。ただし、次の各号に定める要件をすべて満たす場合には、当該建物の屋上を園庭として利用し、必要な面積に算入することができる。

- (1) 耐火建築物であること。
- (2) 屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲場等を設けること。
- (3) 職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
- (4) 屋上から地上又は避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- (5) 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- (6) 屋上の周囲に、上部を内側にわん曲させた金網その他乳幼児の転落防止に適した構造の柵を設けること。
- (7) 条例第11条第7項第7号に規定する非常警報器具又は非常警報設備は屋上にも通ずるものとする。
- (8) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に示された教育及び保育の内容が、効果的に実施できるような環境となるよう配慮されていること。
- (9) 園庭を地上に設置した場合と同様の環境が確保されるとともに、園児が室内と屋上の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋上と行き来できると認められること。
- (10) 保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に屋上が位置していること。
- (11) 原則として、幅2メートル以上、かつ、面積が10平方メートル以上の広さであること。
- (12) 屋上、テラス及びピロティ等の建築基準法による建築面積に含まれる部分を園庭とする場合は、その面積は建築面積に含まれない園庭面積の2分の1を超えないこと。
- (13) 使用する際には、複数の教員を配置するなど、園児の安全確保のための十分な措置を講じること。

(施設内における園児の安全確保)

第10条 教育時間及び保育時間中は、敷地の出入口を閉鎖する等、園児の安全を確保するための十分な措置を講じなければならない。

(設備の基準)

第11条 条例第11条に規定する設備については、次の基準に適合していること。

- (1) 乳児室又はほふく室（これらを一の部屋として運営する場合を含む。）は、建築物の内法

面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、条例及び次号に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合の有効面積は、各部屋的面積を合計したものとすることができる。

- (2) 乳児室とほふく室を一の部屋として運営する場合の当該部屋的面積は、乳児又は2歳に満たない幼児1人につき2.475平方メートル以上であること。
  - (3) 保育室又は遊戯室は、有効面積が条例に定める面積基準を満たしていること。なお、これらの部屋を複数設置する場合（保育室と遊戯室とを兼ねる場合を含む。）の有効面積は、各部屋的面積を合計したものとすること。
  - (4) 遊戯室の面積は、90平方メートル以上であること。
- 2 保育室等（便所を除く。以下この項及び次項において同じ。）に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、当該保育室等の階数にかかわらず、乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止策が講じられていること。
  - 3 便所には手洗い設備が設けられているとともに、保育室等及び調理室と区画され、かつ園児が安全に使用できるものであること
  - 4 条例第11条第3項及び第4項に規定する「当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」とは、具体的には再加熱を行なうための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等であること。

（保育室等を2階以上に設ける場合の基準）

第12条 条例第11条第7項に基づき保育室等を2階以上の複数階にわたって設ける場合は、幼保連携型認定こども園の構造設備のすべてについて、当該保育室等のうち最も高い階に設ける場合の基準に適合していること。

- 2 規則別表に規定する「待避上有効なバルコニー」は、次の要件を満たす構造であること。
  - (1) バルコニーの床は準耐火構造とすること。
  - (2) バルコニーは十分に外気に開放すること。
  - (3) バルコニーの待避に利用する各部分から2メートル以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部がある場合は防火設備とすること。
  - (4) 屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75メートル以上、高さは1.8メートル以上、下端の床面からの高さは0.15メートル以下とすること。
  - (5) バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階における保育室等の面積の概ね8分の1以上とし、幅員概ね3.5メートル以上の道路又は空地に面すること。
- 3 規則別表に規定する「屋外傾斜路又はこれに準じる設備」は、乳幼児の避難に適した構造であること。また、「準ずる設備」とは、非常用滑り台であること。
- 4 条例第11条第7項第3号に規定する「避難上有効な位置」とは、施設又は設備が、保育室等のそれぞれに配置され、一方の付近で火災が発生した場合等に他方が使用できなくなるような事態が生じないようなものであること。
- 5 規則第2条第1号に規定するスプリンクラー設備に類するもので「自動式のもの」とは、「パッケージ型自動消火設備の性能及び設置の基準について」（昭和63年消防予第136号消防庁予防課長通知）に規定するパッケージ型自動消火装置等とする。
- 6 規則第2条第2号に規定する「自動消火装置」とは、対象火気設備等の位置、構造及び管理

並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）第 11 条に定めるものをいい、その構造は、調理器具の種類に応じ次に掲げる装置から適切なものを選択すること。

- (1) レンジ用簡易自動消火装置
- (2) フライヤー用簡易自動消火装置
- (3) レンジ・フライヤー用簡易自動消火装置
- (4) フード・レンジ用及びフード・フライヤー用簡易自動消火装置

7 規則第 2 条第 2 号に規定する「調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置」とは、調理室を不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、防火設備又は不燃材料（ガラスを除く。）製の扉を設けるものであること。

（開園日数及び開園時間）

第 13 条 条例第 15 条に規定する幼保連携型認定こども園の開園日数及び開園時間は、児童に対する教育及び保育の提供が適切に行えるよう、市町村の意見を聴き、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めていること。

（子育て支援事業の内容）

第 14 条 条例第 16 条第 1 項に規定する子育て支援事業について、別表に掲げる各事業で、別表中「『就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則』（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）」第 2 条第 4 号に掲げる事業を除いたものうち少なくとも 1 以上の事業を実施していること。

2 子育て支援事業の実施内容及び体制等を明らかにするため、子育て支援事業に係る事業計画を策定していること。

（保護者との連絡）

第 15 条 条例第 17 条に規定する保護者との連絡について、その方法、頻度等を、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に定める指針に基づき、適切に定めるよう努めることとする。

（職員の知識及び技能の向上等）

第 16 条 条例第 18 条に規定する職員の知識及び資質の向上等について、次の各号に掲げる点に留意していること。

- (1) 園児の教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保・向上を図るためには日々の指導計画の作成や教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間や休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼保連携型認定こども園の内外での適切な研修計画を作成・実施するとともに、当該幼保連携型認定こども園の内外での研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園の長には、幼保連携型認定こども園としての多様な機能を一体的

に発揮させる能力や地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(苦情への対応)

第 17 条 条例第 26 条第 1 項に規定する「必要な措置」として、次の事項を定めた施設の規程等が整備されていること。

- (1) 苦情受付担当者、苦情解決責任者その他施設における苦情解決体制
- (2) 施設内における苦情解決のための手続
- (3) 苦情受付の窓口及び苦情解決の手続の入所者及び施設職員等に対する周知方法

(財務)

第 18 条 財務内容については、条例、規則その他の幼保連携型認定こども園に関する法令等に定める基準を満たし、安定的、継続的運営を確保できる適正なものであること。

(施設及び設備の自己所有等)

第 19 条 幼保連携型認定こども園の施設及び設備は、原則として、設置者がその所有権を有するものとし、その取扱いについては次の各号によることとする。

- (1) 学校法人の設置する幼保連携型認定こども園（法附則第 4 条に基づき設置する場合を含む。）については、「神奈川県私立幼稚園設置に関する取扱基準」に準じた取扱いとする。なお、その際、当該基準において「幼稚園」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。
- (2) 社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園については、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成 16 年 5 月 24 日 雇児発第 0524002 号他 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名）」に準じた取扱いとする。なお、その際、当該通知において「保育所」とあるのは、「幼保連携型認定こども園」と読み替えるものとする。

(園舎及び園庭の設置に係る特例)

第 20 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園又は保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合、次に掲げる全ての要件を満たせば、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内（第 7 条に該当する場合を含む。）にない場合であっても、幼保連携型認定こども園を設置することができる。

- (1) 主たる敷地と従たる敷地とが、移動時間おおむね 10 分以内の距離に位置し、幼保連携型認定こども園としての一体的な教育及び保育の提供が可能であること。
- (2) 児童の移動時の安全を確保するため、次のア又はイのいずれかに該当すること。
  - ア 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。
  - イ 専用の自動車等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、園児の移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。

こと。

- (3) それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編成する学級数に応じて、必要な設備を有すること。ただし、調理室については、それぞれの園舎に設置することを要しない。

(保育室及び遊戯室の面積に係る特例)

- 第 21 条 この基準の施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、満 3 歳以上の児童に係る保育室又は遊戯室について、既存の施設に係る面積を算定する場合は、なお従前の例によることができる。
- 2 この基準の施行日の前日において現に保育所（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の敷地、設備等を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合においては、第 11 条第 1 項第 4 号の規定は適用しない。

(園庭の面積に係る特例)

- 第 22 条 条例附則第 7 項に基づき園庭を設置する場合において、次の要件の全てを満たす場所については、満 2 歳以上満 3 歳未満の児童に係る必要面積に算入することができる。
- (1) 敷地の形状、設備等に危険性がなく、園児が安全に利用できる場所であること。
  - (2) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
  - (3) 当該幼保連携型認定こども園から乳幼児同伴で徒歩 10 分程度の距離にあること。
  - (4) 徒歩で移動する場合は、横断歩道、ガードレール等が設置され、また、園児の移動の際に複数の職員を配置する等、園児の移動時の安全が確保されていること。
  - (5) 専用のバス等で移動する場合は、安全な乗降場所が確保され、また、園児の移動の際に運転手とは別に保育に従事する職員を配置する等園児の移動時の安全が確保されていること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 第 23 条 条例附則第 8 項及び第 10 項に規定する「知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 1 項第 9 号に規定する家庭的保育者
  - (2) 知事又は市町村長が実施する子育て支援員研修のうち地域保育コースの地域型保育を修了した者
- 2 条例附則第 11 項に規定する「小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数」は、各時間帯において条例第 8 条第 3 項の規定により置かなければならない職員の数の 3 分の 1 を超えてはならないこととする。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第14条関係）

子育て支援事業		要件	事業例
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（内閣府・文部科学省令・厚生労働省令）第2条	第1号に掲げる事業	<p>○1週間につき3日以上実施すること。</p> <p>○原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。</p> <p>○利用を希望するとき利用できる体制が確保されていること。</p>	<p>左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域開放事業（県・地域開放推進費補助事業）のうち左記要件を満たしたもの</li> <li>・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記要件に該当する事業</li> </ul>
	第2号に掲げる事業	<p>○すべての開園日において実施すること（利用を希望するとき利用できる体制が確保されていること）。</p> <p>○原則として、第4号に掲げる事業を併せて実施すること。</p>	<p>左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）</li> <li>・養育支援訪問事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）</li> </ul>
	第3号に掲げる事業	<p>○すべての開園日において実施すること（利用を希望するとき利用できる体制が確保されていること）。</p>	<p>左記の要件を満たした事業で知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業。ただし、在園児のみの場合を除く）</li> </ul>
	第4号に掲げる事業		<p>左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当するもの</li> </ul>

第5号に掲げる事業	地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業		左記の事業として知事が認めたもの（以下、既存事業例列記） ・ 地域子育て支援拠点事業（内閣府・地域子ども・子育て支援事業）のうち左記に該当する事業
-----------	--	--	--